

ミャンマーの貿易為替制度-貿易管理制度（1/3）

ミャンマーでは、貿易管理制度は管轄官庁が主管しており、その連絡先は以下の通りである。

商業省貿易局国際貿易促進部

Ministry of Commerce, Directorate of Trade,

International Trade Promotion Dept.

TEL:95-67-408315 FAX:95-67-408311

輸入品目規制：ミャンマーでは、輸入品目規制として、重要輸入品目の分類に関する1998年3月20日付商業省大臣官房命令No.4/98が適用されていたが、これ（輸入品目をリストA〔資本財、原材料などの優先品目〕とリストB〔消費財などの非優先品目〕に分類し、リストA品目とリストB品目の輸入比率を80：20とする）は、2005年4月以降、事実上廃止された。しかしながら、同命令を廃止する旨の正式発表はないため、これについては引き続き運用を見守る必要があると考えられる。

ミャンマーの貿易為替制度-貿易管理制度（2/3）

輸入地域規制：ミャンマーでは、台湾からの輸入は事実上禁止されているものの、これによって台湾製の商品の輸入を禁止しているわけではない。即ち、例えばシンガポール等の輸出業者が台湾製の商品を取り扱い、ミャンマーに輸出されるのであれば、ミャンマーで輸入することは構わない。また、特に日本との間で輸入地域規制はない。

輸入関連法：ミャンマーでは、1947年に制定された輸出入監督法に基づく貿易省命令、通達を現在施行している。

輸入管理その他：ミャンマーでは、一部例外を除き、全ての品目について輸入ライセンスが必要である。今般の調査対象である医療機器（眼内レンズ等）もその対象である。

輸出品目規制：ミャンマーでは、農産物、鉱物などの一部で輸出を禁止している。また、政府以外の輸出を禁止する品目があり、特にコメなどの国内的にも大事な農産物については、国内需給の状況に応じて、輸出禁止・解禁が突然行われるため、その都度、よく確認する必要がある。他方、今般の調査対象である医療機器（眼内レンズ等）は輸出禁止品目対象外である。

ミャンマーの貿易為替制度-貿易管理制度（3/3）

輸出地域規制：ミャンマーでは、現在、台湾への輸出は事実上禁止している。なお、日本との間で輸出地域規制はない

輸出関連法：ミャンマーでは、1947年に制定された輸出入監督法に基づく貿易省命令、通達を現在施行している。

輸出管理その他：ミャンマーでは、全ての輸出に関して輸出ライセンスが必要となる。特に林産品、鉱物、骨董品などについては、所轄官庁の許可証も必要となる。また、輸出代金がミャンマーの外為銀行に振り込まれた際には、10%の税（8%の商業税と2%の法人税。通称、輸出税と呼ばれる）が課せられる（委細以下、③関税制度参照）。

なお、この輸出税については、2011年7月から7%（5%の商業税と2%の法人税）に減税された。さらに、8月には、コメなど農水産物の指定7品目について、2012年2月までの時限的措置として2%（商業税は0%となり、2%の法人税のみ）に軽減された。ほぼ同時に、同じく2012年2月までの時限的措置として委託加工（CMP）輸出の委託加工賃に課税されていた10%の輸出税（法人税）も2%に減税された。その後、2012年2月にどちらも半年間延長されたものの、4月以降、0%になっている。